

7.3 STCW 条約

7.3.1 IMO 人的因子訓練当直小委員会(HTW)について

2024年2月に開催されたIMO 人的因子訓練当直小委員会(HTW)に関わる国内委員会とIMO HTW 10に参加し、主として以下(1)(2)の議題について国土交通省へ協力した。IMO 第10回人的因子訓練当直小委員会(HTW 10)の主な審議結果は以下の通り。

(1) STCW 条約の包括的な見直しについて

1) 背景

EU加盟国、豪州、カナダ、フィリピン、シンガポール、国際海運会議所(ICS)及び国際海事大学連合(IAMU)が、共同でSTCW条約の包括的な見直し及び改正に関する新たな作業計画を第104回海上安全委員会(MSC 104)に提案しました。当該委員会において当該作業計画が承認され、前回会合(HTW 9)より、新規議題として議論が開始され、HTW 9において、本条約の包括的な見直しの目的及び原則が合意された。

2) 審議結果

今次会合では、本条約の包括的な見直し作業を進めるにあたり、下記の分野について、包括的な見直しの主な対象範囲とすることに合意した。また、2027年秋の改正案採択を目指し、今後の作業の進め方として、本条約の各規定について精査を行い、見直すべき論点と現状との乖離を特定する作業を進めた上で、具体の改正案の検討を行うことになった。今後は、次回会合(HTW 11)までの間に会期間作業部会(ISWG)を設置し、まずは下記の分野を参考に本条約の規定を精査し、見直すべき論点と現状との乖離を特定するための審議が行われる予定。

【STCW 条約の主な見直し分野】

1. 船舶および船舶運航に関する新技術への対応
2. 電子認証を含む船員の証明書のデジタル化
3. 教育や訓練における新技術の活用
4. シミュレーターの使用を含む、船上、陸上での技術訓練の質の確保
5. 新しい訓練要件の実施における柔軟性と効率性の確保、行政負担の軽減
6. シミュレーションの使用を含む新技術に関する実務経験の要件
7. 性の多様性、ジェンダーを含むいじめとハラスメントへの対応
8. メンタルヘルスへの対応
9. 21世紀におけるデジタルスキル、コミュニケーションスキル
10. STCW 条約内における不整合への対処
11. STCW 条約内における異なる解釈への対処

12. 用語の一貫性の確保
13. 証明書及び裏書の更新及び再発給における柔軟性
14. STCW 条約の実施、STCW「ホワイトリスト」更新の必要性
15. 教訓(Lessons learned)の考慮
16. 柔軟性の確保
17. 選択的資格証明(STCW 条約附属書第 7 章関係)
18. 当直体制及び遵守すべき原則(STCW 条約附属書第 8 章関係)
19. STCW 条約と他の IMO 規則との整合性
20. サイバーセキュリティに対する認識
21. STCW 条約の実施および経過規定
22. 時代遅れの訓練要件への対処

(2) STCW 条約に関するモデル訓練コースの見直しについて

1) 背景

IMO モデル訓練コースは、IMO が採択・策定した条約等に定められた知識及び技能を身に付けるための訓練プログラムや教材の一例を各国政府、教育機関等に提供することを目的として作成されている。IMO では、刻々と変化する海事業界の状況に応じて、新規モデルコースの作成及び既存モデルコースの見直しが行われている。

2) 審議結果

今次会合では、過去 15 年以上更新されていなかった内容を最新化する目的で、以下のモデルコースの改正案について審議され、条約等に定められた能力要件を満たすことができる内容であると検証された。

- ・統合航海システムを含む統合船橋システムの運用(モデルコース 1.32)
- ・LPG タンカー貨物及びバラストの運用シミュレータ(モデルコース 1.35)

7・3・2 STCW-F 条約の包括的な見直しについて

長年審議されてきた STCW-F 条約の包括的な見直しについては、昨年 2 月に HTW9 で最終化に向けた審議がなされ、昨年 5 月の IMO MSC107 へ報告された。2024 年 5 月開催の IMO 108 にて採択される見込み。本条約の批准による船員法等の国内法への影響については国内法制化検討会にて別途協議している。